

令和7年度 福島市バリアフリー基本構想策定等業務仕様書

1. 業務名

令和7年度 福島市バリアフリー基本構想策定等業務委託

2. 履行場所

福島市五老内町3番1号

3. 業務目的

本業務は「高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)に基づき、公共交通機関や特定の建築物・道路等の事業者、管理者と連携しながらソフト面・ハード面の一体的・面的・継続的なバリアフリーを推進すると共に、福島市バリアフリーマスタープラン(マスタープラン)の基本理念である「誰にでもやさしいまち ふくしま」を実施することを目的とし、バリアフリー基本構想の策定するものである。

また、バリアフリーマスタープランの改定も含まれており、データの更新、期間の延長、移動等円滑化促進地区の見直し及びバリアフリーの実施状況について調査、評価を行うものとする。

4. 業務概念

本業務を施行するにあたって、受注者は発注者の意図及び目的を十分理解した上で適正な人員を配置して、最高技術を発揮できるよう努力するとともに、正確丁寧に行うものとする。

5. 対象区域

本業務の対象区域は、福島市バリアフリーマスタープランで設定した移動等円滑化促進地区の土湯温泉地区とバリアフリーマスタープラン改定に関わる移動等円滑化促進地区を基本とする。

6. 履行期間

契約締結日から令和8年3月23日(月)まで

7. 業務内容

■バリアフリー基本構想(土湯温泉地区)策定業務について

(1) 計画準備

バリアフリー基本構想策定のために必要な検討項目、実施工程を整理し、業務計画書を作成する。

福島市の条例および上位計画や関連計画、関連する福島市の取り組みを整理し、本方針との位置づけを示す。また、福島市全体の人口分布、高齢者・障がい者・外国人の分布、公共交通の状況等を把握し、重点整備地区の策定の基礎を調査する。

- ・第6次福島市総合計画
- ・福島市都市マスタープラン
- ・福島市バリアフリーマスタープラン
- ・福島市バリアフリー基本構想～中心市街地～
- ・福島市バリアフリー基本構想～飯坂温泉地区～

- ・福島市交通バリアフリー基本構想
- ・福島市公共サインガイドライン
- ・福島市立地適正化計画
- ・福島市中心市街地活性化基本計画
- ・福島市地域公共交通計画
- ・福島市地域福祉計画
- ・第3次福島市障がい者計画
- ・福島市高齢者いきいきプラン2024
- ・福島市子ども・子育て新ステージプラン
- ・福島市新たな時代の観光共創戦略
- ・ふくしま共創のまちづくり計画
- ・新たな産業未来ビジョンふくしま
- ・多文化共生のまち福島推進指針

(2) 基礎調査、条件整理の実施

マスタープランの方針に基づき、「移動等円滑化促進地区」の対象地区について、整備動向を把握するとともに、旅客施設、公共公益施設、商業施設、都市公園、路外駐車場等の配置状況および道路の整備状況等について、既存資料により調査し、配置図を作成する。他課で実施しているアンケート調査報告書について取りまとめ、基礎資料にする。また、今後バリアフリー化整備を進める特定事業計画の対象素案を設定する。

(3) 土湯温泉地区における勉強会の運営支援

勉強会の資料作成、会議での説明、議事録作成などの必要な支援を行う。対象者は地元の宿泊施設や観光協会であり、昨年度の8月に第一回の勉強会を行っている。今年度の進捗や新たなお困りごとなど意見交換を通してより実情に合った基本構想を策定する。

(4) 基本構想策定に係るまち歩き点検による評価の実施

重点整備地区のうち、特に特定事業の実施を予定する数箇所について選定し、協議会の委員や必要に応じてその他高齢者、障がい者等と道路特定事業の対象路線を中心にまち歩き点検による評価を実施する。

まち歩き点検の企画、準備、関係者調整は市で行う。受託者はまち歩き点検の評価、とりまとめを行う。

(5) 課題及び基本的な考え方の整理

①策定に向けた課題の整理

上記(2)、(3)、(4)の結果を踏まえて、バリアフリー基本構想の策定に向けた移動円滑化に係る課題等の整理を行う。

②策定に向けた基本的な考え方の検討

上記の結果等を踏まえて、バリアフリー基本構想を策定するにあたっての基本的な考え方について定め、重点整備地区、特定事業計画の対象等の検討を具体的に行う。

(6) バリアフリー基本構想(素案)の作成

上記までの検討結果に基づき、本市の地域特性から適切な検討方法を選択し、バリア

フリー基本構想(素案)を作成する。素案の作成は12月上旬までを目安とする。

作成した福島市バリアフリー基本構想土湯温泉地区(素案)に対して、市民の意見を広く求める為パブリックコメントを実施する。その支援を行う。なお、パブリックコメントは令和8年1月上旬から1か月間を予定しておりパブリックコメントの意見のとりまとめ及び福島市バリアフリー基本構想(素案)への反映は、令和8年2月中旬までに実施することとする。また、最終版として本編と概要版を作成する。

■バリアフリーマスタープラン改定業務について

(7) マスタープラン改定に係る調査、評価

移動等円滑化促進地区における移動等円滑化に関する措置の実施の状況についての調査、評価を行う。

(8) マスタープラン改定に係るまち歩き点検による評価の実施

中心市街地を想定し協議会の委員や必要に応じてその他高齢者、障がい者等と道路特定事業の対象路線を中心にまち歩き点検による評価を実施する。

まち歩き点検の企画、準備、関係者調整は市で行う。受託者はまち歩き点検の評価、とりまとめを行う。

※マスタープラン作成時と同様の箇所である必要はなく、近年整備された箇所について、当事者の方々とチェックすることを想定

■共通事項

(9) 協議会等の運営支援(3回程度)

バリアフリー推進協議会の資料作成、会議での説明、議事録作成などの必要な支援を行う。協議会は、全3回程度の開催を予定している。なお、協議会の開催時期は以下を想定する。第1回協議会の開催にあたっては、業務着手後、過年度成果を十分に理解・整理したうえで、協議会開催に向けた準備作業を行う。

予定時期(第1回:9月下旬、第2回:11月、第3回:2月)

また、バリアフリー推進協議会を書面で開催する場合は、過年度の経緯についても踏まえ協議会委員と直接やりとりを行い、調整を進めるものとする。

(10) 協議・打合せ

本業務の実施にあたり、円滑にかつ効果的に遂行するために、3回程度の打合せ協議を実施する。

8. 業務計画書の作成等

本業務を円滑に進めるため、受託者は、契約締結後速やかに過年度成果を十分に理解・整理したうえで、作業の順序及び方法に関する業務計画書を作成し提出する。

9. 成果品

成果品の提出については、福島県 共通仕様書[業務委託編Ⅱ]第 1117 条に準拠して行うものとするが、提出の内容は次のとおりとする。

また、契約履行過程で生じた成果物、制作物の著作権は、発注者に帰属する。

- | | |
|--------------------------------|-----|
| 1)業務報告書(A4判、キングファイル) | 2部 |
| 2)バリアフリー基本構想(A4判製本、ユニボイス付き) | 60部 |
| 3)バリアフリーマスタープラン(A4判製本、ユニボイス付き) | 60部 |

3)電子データ(CD-RまたはDVD-R) 1部

4)概要版 電子データ(CD-RまたはDVD-R) 1部

10. その他

設計書等に明記がなくとも業務遂行上当然必要と認められる事項について、受注者の負担においてその業務を遂行することとする。また、本仕様書に定めのない事項については、監督員と調整のうえ、決定すること。

以上